

静岡市

総合評価方式

制限付一般競争入札実施のための手引



はじめに

公共工事については、公共団体などの財政事情等から建設投資の減少が続いている一方、談合廃絶などの社会的要請から競争性と透明性の高い公正性ある入札契約システムが求められています。このため、工事受注を巡る競争が激化するなど、公共工事を取り巻く状況は非常に厳しいものとなっています。

価格競争が極端に激化している状況では、公共工事の品質確保への支障、下請へのしわ寄せが懸念されることから、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素（技術力等）を考慮し、価格と品質が総合的に優れた契約への転換を図るため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」が平成26年6月に改正されました（以下、改正品確法）。改正品確法では、将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の確保、ダンピング防止等の基本理念を実現するため、発注者の責務を明確化しております。

総合評価落札方式は、品確法の理念に基づき普及拡大している入札契約手法であり、本市においては平成31年4月より、品確法の改正趣旨に沿って、受注企業の品質向上意欲を誘引し、地元にも明るい中小企業の安定受注の促進、担い手育成事業が実施しやすい環境整備などを目的とした改正を行い施行していきます。

この手引は実務担当者が総合評価方式による契約事務を円滑に実施できるように作成しました。業務の一助になれば幸いです。

なお、本手引の内容は、制度の改正に伴い随時更新をしていきます。

品確法第1条（目的）

この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

※ 名称は「総合評価方式制限付一般競争入札」であるが、本手引内では「総合評価方式」と略して表示する。

—目次—

1 総合評価競争入札について		1
(1) 適用の範囲		
(2) 公共工事の総合評価落札方式の概念		
(3) 総合評価落札方式により期待される効果		
2 総合評価競争入札の実施方法		2
(1) 落札者の決定方法		
(2) 型式と評価項目について		
(3) 加算点の設定範囲		
3 評価項目及び配点一覧		3
4 評価基準		4
5 技術提案の評価方法の考え方		34
(1) 評価方式（一般的な評価方法）		
(2) 欠格とする場合の要件		
(3) 技術提案等の不備		
(4) 記述上のポイント		
6 技術提案等の内容に対する履行		39
(1) 技術提案に関する履行確認の実施手順		
(2) 市内企業の施工割合に関する履行確認		
(3) 登録基幹技能者の配置に関する履行確認		
(4) 若手・女性技術者の配置に関する履行確認		
(5) 技術提案等の不履行に伴う措置フロー		
7 ペナルティ		42
(1) ペナルティの計算方法(違約金)例		
(2) 工事成績評定からの減点方法		
8 中立的かつ公正な審査・評価の確保		43
(1) 学識経験者の意見聴取		
(2) 評価結果の公表		
9 その他		44
(1) 技術提案の取り扱い		
(2) 低入札価格調査制度の適用について		

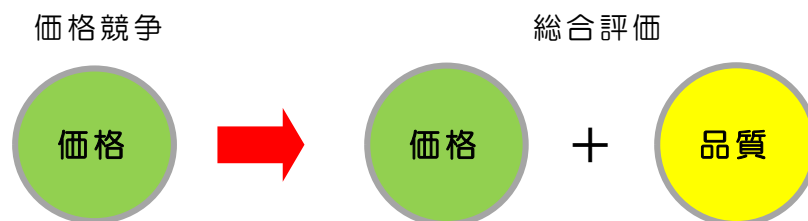
1 総合評価競争入札について

(1) 適用の範囲

本ガイドラインは、静岡市での総合評価落札方式に関する基本的事項を示すもので、本市が発注する公共工事のうち、令和7年4月1日以降に入札公告する総合評価落札方式を採用するものに適用します。

(2) 公共工事の総合評価落札方式の概念

総合評価落札方式とは、企業の技術力等と価格の双方を総合的に評価し落札者を決定する方式です。この方式は、標準的な設計、施工方法に基づき最も安い価格で入札した企業を落札者としてきた従来の入札方式とは異なり、より品質向上意欲が高い企業が落札者となりやすく、公共工事の品質の向上、企業の技術向上意欲の促進、入札談合の抑制等の効果が期待される入札方式です。静岡市では、平成18年度から一般競争入札における総合評価落札方式による工事発注を進めています。



(3) 総合評価落札方式により期待される効果

- ・発注工事の課題・重要事項について具体的な技術提案を求め、業者が持つ技術力や施工上の工夫（ノウハウ）を評価し契約に反映できることから、発注工事の課題等に対し効率よく対処でき、工事目的物の性能や品質の向上に資することになり、総合的なコストの縮減にも繋がります。
- ・技術提案や施工能力等を評価することにより、企業の品質向上への意欲を高め、公共工事全般における品質の向上と建設業界の育成が可能となります。
- ・価格以外の要素を評価し入札に反映することから、談合等の不正防止に効果があります。

2 総合評価競争入札の実施方法

(1) 落札者の決定方法

入札に参加しようとする企業（入札参加者）に対して、本市が提示する技術提案、施工能力、担い手確保・育成、災害体制、地域密着・地域貢献についての評価項目に関する技術資料を求め、予め設定した評価基準に基づき採点し、その点数（加算点）と標準点（100点）の合計点（技術評価点）を入札価格で除した数値（評価値）の最も高い企業を落札者とする方式です。

$$\begin{aligned}\text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \\ &= (\text{標準点} + \text{加算の合計点}) \div \text{入札価格}\end{aligned}$$

- ①標準点は100点とします。
- ②上記の入札価格は消費税及び地方消費税を除いた価格とします。
- ③評価値は、小数点第5位以下を切り捨てます。

(2) 型式と評価項目について

技術提案型、施工能力Ⅰ型、施工能力Ⅱ型の3型としています。また、従前の標準型から簡易型に評価項目が少なくなる方式ではなく、型式に合わせた評価項目を設定しましたので、施工能力Ⅱ型にしか設定が無い評価項目が新設されております。この考え方が踏襲されるように、選択項目を減らし、工事によって必要性がある評価項目のみを追加する、必須項目主体型に変更しております。

また、評価項目は年間を通して加点される項目を減らし、発注工事における期待値をその都度確認する評価項目としました。

(3) 加算点の設定範囲

技術提案型	施工能力Ⅰ型	施工能力Ⅱ型
43.5点～47.5点	16.0点～23点	8.5点～15.5点

※適用除外がある場合はこの限りではない。

3 評価項目及び配点一覧

総合評価の型式、工事の特性（工事内容、規模、入札参加資格等）を勘案して、工事ごとに次に掲げる評価項目及び得点配分の設定を行います。

評 価 項 目			●：必須項目　○：追加可能項目						
			技術 提案型	施工能力 Ⅰ型		施工能力 Ⅱ型			
			配点	配点		配点			
A 提 案 術	1	技術提案1		●	15.0				
	2	技術提案2		●	15.0				
B 施 工 能 力	3	企業の施工実績		●	1.0	※	1.0		
	4	企業の工事成績		●	3.0	●	3.0	●	1.5
	5	受注件数評価						●	1.0
	6	【試行】不調工事の受注実績				●	1.0	●	1.0
	7		指定した工事の主任（監理）技術者		2.0		2.0		
			指定した工事の現場代理人	●	1.0	●	1.0		
			入札参加要件に指定した工事の主任（監理）技術者		1.0		1.0		
			入札参加要件に指定した工事の現場代理人		0.5		0.5		
	8	配置予定技術者の保有資格		○	1.0	○	1.0	○	1.0
	9		過去3年間で○○点以上(上位5％程度)		3.0		3.0		
過去3年間で○○点以上(上位20％程度)			●	2.0	●	2.0	●	1.0	
過去3年間で○○点以上(平均点を超える程度)				1.0		1.0		0.5	
C 担 い 手 成 熟 保 護	10		前年度に取得した単位が年間推奨単位以上	●	1.0	●	1.0		
			前年度に取得した単位が年間推奨単位の半分以上		0.5		0.5		
	11	若手・女性技術者の配置	35歳以下又は女性の技術者が主任（監理）技術者			●	1.0	●	1.0
			35歳以下又は女性の技術者が現場代理人				0.5		0.5
	12	安全教育等の取組状況	安全講習会参加かつ団体に加入	●	1.0	●	1.0		
			安全講習会等への参加		0.5		0.5		
	13	登録基幹技能者の配置		○	1.0	○	1.0	○	1.0
	14	建設キャリアアップシステム（CCUS）の事業者登録実績		●	0.5	●	0.5	●	0.5
D 災 害 体 制	15-1	災害に強いまちづくり （下水道関係以外の工事）	防災活動の実績（2項目以上）	●	1.0	※	1.0	※	1.0
			防災活動の実績（1項目）		0.5	●	0.5	●	0.5
	15-2		応急復旧活動等の実績			○	1.0	○	1.0
	16-1	ライフラインの保全 （下水道関係の工事）	防災活動の実績（2項目以上）	●	1.0	※	1.0	※	1.0
			防災活動の実績（1項目）		0.5	●	0.5	●	0.5
	16-2		応急復旧活動等の実績			○	1.0	○	1.0
	17	建設機械の保有状況（保有機械3台以上）				○	1.0	○	1.0
E 地 域 密 着・地 域 貢 献	18-1 18-2	地域精通度	〈同一の区域〉			○	1.0	●	1.0
			〈同一の地域〉			○	0.5	○	0.5
	19	主たる営業所の所在		○	1.0	○	1.0	○	1.0
	20	支店、営業所等の所在	市内に主たる営業所	○	2.0	○	2.0	○	2.0
			市内に支店・営業所等		1.0		1.0		1.0
	21	市内企業の施工割合		●	1.0	●	1.0		
	22	維持管理の実績				○	1.0	○	1.0
	23	健康経営優良法人の認定実績				●	0.5	●	0.5
配点合計（最大） （適用の除外がある場合はこの限りでない）				47.5	23.0	15.5			
● 必須項目計（最大）				43.5	16.0	8.5			
○ 追加可能項目計（最大）				4.0	7.0	7.0			

（注）本簿旧工事を施工能力Ⅰ型、Ⅱ型で実施する場合は※のみを評価項目とする。

（注）本復旧工事を施工能力Ⅰ型、Ⅱ型で実施する場合は※のみを評価項目とする。

4 評価基準

■評価項目と評価基準

A 技術提案

1, 2 技術提案

評価項目	評価基準	配点	
技術提案1	技術提案について、発注者が設定している標準案以上の記載がある場合、現場条件を踏まえた適切性、内容の効果・効用等の優位性に対して段階評価する。 (段階評価：0、3、6、9、12、15点とする)	15.0 ～ 0.0	2項目を設定 30.0
技術提案2	技術提案について、発注者が設定している標準案以上の記載がある場合、現場条件を踏まえた適切性、内容の効果・効用等の優位性に対して段階評価する。 (段階評価：0、3、6、9、12、15点とする)	15.0 ～ 0.0	

【適用条件】

- ・技術提案型：必須項目

【評価条件】

- ・提案が未記入、未提出等の場合、その企業には入札参加資格を認めないものとする。

【提出書類】

- ・技術提案書
- ・参考資料（必要に応じて）

B 施工能力（企業）

3 企業の施工実績

同種工事等の施工実績のある企業を優位に評価します。

評価項目	評価基準	配点
企業の施工実績	平成22年度以降公告の日までに、指定した工事の完成実績がある。	1.0
	平成22年度以降公告の日までに、指定した工事の完成実績がない。	0.0

【適用条件】

- ・技術提案型、施工能力Ⅰ型：必須項目

【評価条件】

- ・工事の実績は、国、地方公共団体及び「政府調達に関する付属書Ⅰ」に記載されている機関で行った工事の完成実績のみを評価する。ただし、建築一式工事等の民間工事が多い工種については、民間工事の完成実績も評価対象とする。
- ・入札参加者が特定JVの場合の評価対象は、代表構成員に限る。
- ・入札参加者が経常JVの場合は、各構成員の完成実績を評価対象に含む。
- ・企業の施工実績は、元請としての完成実績とし、JV方式にあっては、出資比率が20%以上の構成員としての完成実績とする。

【提出書類】

- ・同種工事の完成実績表
- ・完成実績証明書類（CORINS、契約書、図面等）
- ・施工実績は、CORINS等のデータベースなどを活用し、確認・審査する。

4 企業の工事成績

静岡市発注工事における同種工事の工事成績の平均点が高い企業を優位に評価します。

評価項目	評価基準	配点	
		技術提案型 施工能力Ⅰ型	施工能力Ⅱ型
企業の工事成績	下記の算定式により求める（小数第2位切上げ）。 $\text{配点} = \alpha \times (X - A) \div (B - A)$ ※$X \leq A$のときは「0点」とする） α：技術提案型、施工能力Ⅰ型は「3.0点」 施工能力Ⅱ型は「1.5点」 X：申請者の対象工種の工事成績平均点 （小数点以下を切上げて整数とする） A：対象工種の平均点 B：参加者の中での工事成績平均点の最高点	3.0～0.0	1.5～0.0

【適用条件】

- ・技術提案型、施工能力Ⅰ型、施工能力Ⅱ型：必須項目
- ・解体工事においては、工事成績評価が行われないため評価項目としない。
- ・本復旧工事で施工能力Ⅰ型、Ⅱ型を実施する場合は、評価項目としない。

【評価条件】

- ・過去2年間に完成検査に合格した案件を対象とする。なお、参考に示す工事については3年間を対象とする。各年度6月1日を基準日とし、5月31日以前の公告の案件は、前年度と同じ期間の工事成績を対象とする。
- 例）公告日が令和7年4月1日～5月31日の案件は令和4年度～令和5年度、令和7年6月1日～翌年3月31日の案件は令和5年度～令和6年度を適用。
- ・入札参加者が特定JVの場合の評価対象は、代表構成員又はその他構成員のいずれか高い方とする。
- ・入札参加者が経常JVの場合は、当該経常JV及び各構成員が当該発注工種で受けた評定点を平均した数値（端数が生じたときは、切り上げる。）とする。
- ・特定JVとして受注した工事の成績については、代表構成員の実績に含む。
- ・対象工事は、各工事の発注工種と同じ工種で静岡市発注のものとする。
- ・工種が特定できない場合、入札情報サービス（PPI）の入札結果又は建設工事検査合格通知書（完成）で確認すること。
- ・申請者の対象工種の工事成績平均点の算出は、小数点以下の端数を切り上げて整数とする。
- 例）対象工事が3件あり、成績がそれぞれ75点、78点、79点の場合
 $(75+78+79) / 3 = 77.3 \rightarrow$ 平均点は78点となる

参考 3年間を対象とする工事（建設業許可の工事の種類）

建築一式工事、塗装工事、防水工事、大工工事、左官工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、板金工事、ガラス工事、内装仕上工事、建具工事、電気工事、電気通信工事、管工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事

【提出書類】

- ・証明書類の提出は不要。

5 受注件数評価

指定期間内に総合評価方式による受注の無い企業を優位に評価します。

評価項目	評価基準	配点
受注件数評価	公告で指定する期間（公告日を含む四半期の直前四半期）において、本市発注の総合評価方式による受注がない。	1.0
	公告で指定する期間（公告日を含む四半期の直前四半期）において、本市発注の総合評価方式による受注がある。	0.0

【適用条件】

- ・施工能力Ⅱ型：必須項目
- ・本復旧工事で施工能力Ⅱ型を実施する場合は、評価項目としない。

【評価条件】

- ・総合評価方式制限付一般競争入札（以下、総合評価方式）による受注のみを評価し、総合評価方式以外による受注は対象としない。
- ・公告で指定する期間は下記の期間とし、基準日は契約日で判断する。
 - Ⅰ期：4月～6月
 - Ⅱ期：7月～9月
 - Ⅲ期：10月～12月
 - Ⅳ期：1月～3月
- ・特定JVによる受注は対象としない。
- ・経常JVによる受注は、構成員の受注とみなす。構成員単独による受注は経常JVの受注とみなす。
- ・当該発注工種の受注のみを対象とする。
- ・現年度のⅠ期（4月～6月）の評価については、前年度のⅣ期（1月～3月）の受注で評価する。
- ・期間中に1件以上の受注があれば、次期期間において加点はされない。ただし、次期期間で受注がなければ次々期期間においては加点となる。
 - 例）7月21日契約日（Ⅱ期）の工事を受注した場合、Ⅲ期（10月～12月）の期間中の入札では加点されないが、Ⅲ期（10月～12月）の受注が0件であればⅣ期（1月～3月）の期間中の入札においては加点となる。
- ・加点をされている期間中に受注した場合であっても、引き続き当該期間中は加点となる。
 - 例）Ⅰ期（4月～6月）に受注が無く、Ⅱ期（7月～9月）の入札において加点されていた場合で、7月21日契約日の工事を受注したとしても、引き続きⅡ期（7月～9月）の期間中の入札においては加点となる。

【提出書類】

- ・証明書類の提出は不要。

6 【試行】不調工事の受注実績

応札者がいない不調工事の再発注工事を受注した企業を試行的に評価します。

評価項目	評価基準	配点
不調工事の受注実績	公告の日の前年度（令和6年度）に発注者が指定した再発注工事※ ¹ （同一工種に限る）の受注実績がある。	1.0
	公告の日の前年度（令和6年度）に発注者が指定した再発注工事※ ¹ （同一工種に限る）の受注実績がない。	0.0

※1「発注者が指定した再発注工事」とは、市内業者のみの一般競争入札において応札者がいないため入札不調（中止）となった工事の再発注工事。なお、入札公告において再発注工事であることを指定する。

【適用条件】

- ・施工能力Ⅰ型、施工能力Ⅱ型：必須項目
- ・本復旧工事で施工能力Ⅰ型、Ⅱ型を実施する場合は、評価項目としない。
- ・入札参加資格要件で市外・準市内業者を認める場合は評価項目としない。

【評価条件】

- ・前年度に発注した「発注者が指定した再発注工事」の受注実績を評価する。
- ・「発注者が指定した再発注工事」の受注実績は、契約日で判断し、本発注工事と同一工種に限る。
例1：「発注者が指定した再発注工事」を令和6年10月3日に契約→令和6年度の実績。
例2：本発注工事が【土木一式工事】の場合
受注実績のある「発注者が指定した再発注工事」が【土木一式工事】→評価する。
受注実績のある「発注者が指定した再発注工事」が【舗装工事】→評価しない。
- ・入札参加者が特定JVの場合の評価対象は、代表構成員又はその他構成員のいずれかとする。
- ・入札参加者が経常JVの場合の評価対象は、当該経常JV又は各構成員のいずれかとする。
- ・特定JVによる「発注者が指定した再発注工事」の受注は、代表構成員の受注実績とみなす。
- ・経常JVによる「発注者が指定した再発注工事」の受注は、各構成員の受注実績とみなす。

【提出書類】

- ・証明書類の提出は不要。

B 施工能力（技術者）

7 配置予定技術者の施工実績

同種工事等の施工経験を有する技術者を優位に評価します。

評価項目	評価基準	配点
配置予定技術者の施工実績	平成 22 年度以降公告の日までに、指定した工事※ ¹ の主任（監理）技術者としての完成実績がある。ただし、工期の全期間にわたり配置されていること（工場製作期間は除く）。	2.0
	平成 22 年度以降公告の日までに、指定した工事※ ¹ の現場代理人としての完成実績がある。ただし、工期の全期間にわたり配置されていること。	1.0
	平成 22 年度以降公告の日までに、入札参加要件に指定した工事※ ² の主任（監理）技術者としての完成実績がある。ただし、工期の全期間にわたり配置されていること（工場製作期間は除く）。	1.0
	平成 22 年度以降公告の日までに、入札参加要件に指定した工事※ ² の現場代理人としての完成実績がある。ただし、工期の全期間にわたり配置されていること。	0.5
	いずれにも該当しない。	0.0

※1「指定した工事」は、「総合評価加算項目一覧」の「施工能力（技術者）」に記載される工事

※2「入札参加要件に指定した工事」は、入札公告「入札参加資格要件」の「会社の完成実績」に記載される工事

【適用条件】

- ・技術提案型、施工能力Ⅰ型：必須項目
- ・本復旧工事で施工能力Ⅰ型を実施する場合は、評価項目としない。

【評価条件】

- ・当該評価項目はいずれか1つの配点とする。
- ・工事の実績は、国、地方公共団体及び「政府調達に関する付属書Ⅰ」に記載されている機関で行った工事の完成実績のみを評価する。ただし、建築一式工事等の民間工事が多い工種については、民間工事の完成実績も評価対象とする。
- ・入札参加者が特定JVの場合の評価対象は、代表構成員に限る。
- ・技術者の完成実績は、元請として配置した主任（監理）技術者としての完成実績とし、JV方式にあつては、出資比率が20%以上の構成員が配置した主任（監理）技術者としての完成実績とする。
- ・主任（監理）技術者として工期の全期間に渡って配置された場合にのみ評価の対象とする（ただし、工場製作期間は除く）。
- ・配置予定技術者を3名まで申請することができる。その場合の審査については、各配置予定技術者のうちの評価項目6から8の評価の合計が最も低い者で評価する。
- ・転職の如何に関わらず、過去の施工実績は技術者に帰属するものとする。
- ・施工実績は、CORINS等のデータベースなどを活用し、確認・審査する。

【提出書類】

- ・配置予定技術者の資格確認表
- ・完成実績証明書類（CORINS等）

8 配置予定技術者の保有資格

指定する資格を有する技術者を主任（監理）技術者として配置する場合、優位に評価します。

評価項目	評価基準	配点
配置予定技術者の保有資格	発注者が指定した資格を、配置予定技術者の主任(監理)技術者が有している。	1.0
	発注者が指定した資格を、配置予定技術者の主任(監理)技術者が有していない。	0.0

【適用条件】

- ・技術提案型、施工能力Ⅰ型、施工能力Ⅱ型：追加可能項目
- ・本復旧工事で施工能力Ⅰ型、Ⅱ型を実施する場合は、評価項目としない。

【評価条件】

- ・入札参加者が特定JVの場合の評価対象は、代表構成員に限る。
- ・配置予定技術者は、3名まで申請することができる。その場合の審査については、各配置予定技術者のうちの評価項目6から8の評価の合計が最も低い者で評価する。

【提出書類】

- ・配置予定技術者の資格を証明する書類

9 優良技術者の配置

静岡市発注工事における工事成績の良い技術者を主任（監理）技術者として配置する場合、優位に評価します。

評価項目	評価基準	配点	
		技術提案型 施工能力Ⅰ型	施工能力Ⅱ型
本市発注の同一分野の工事において、発注者が指定する期間内のうちの工事成績評定点の最高点が、下記に該当する。			
優良技術者の 配置	発注者の指定する点数（同一分野ごとの上位５％程度）以上である。	3.0	－
	発注者の指定する点数（同一分野ごとの上位２０％程度）以上である。	2.0	1.0
	発注者の指定する点数（同一分野ごとの平均点程度）以上である。	1.0	0.5
	どれにも該当しない。	0.0	0.0

【発注者が指定する点数】

- 発注者が指定する点数とは、各年度ごとに指定するものとする。

例）令和4年度 土木 上位5%程度：◆◆点 上位20%程度：▲▲点 平均点程度：●●点
 令和5年度 土木 上位5%程度：□□点 上位20%程度：▽▽点 平均点程度：●●点
 令和6年度 土木 上位5%程度：◇◇点 上位20%程度：△△点 平均点程度：○○点

【適用条件】

- 技術提案型、施工能力Ⅰ型、施工能力Ⅱ型：必須項目
- 解体工事においては、工事成績評定が行われないため評価項目としない。
- 本復旧工事で施工能力Ⅰ型、Ⅱ型を実施する場合は、評価項目としない。

【評価条件】

- 同一分野の工事については、参考1による。
- 元請の主任（監理）技術者として配置された工事の完成実績を評価対象とする。
- 指定する点数の更新日は、毎年6月1日とし、適用の範囲については過去3年間の基本とするが、参考2に示す工事は過去5年間の対象とする。
- 例）公告日が令和7年4月1日～5月31日の案件は令和3年度～令和5年度、令和7年6月1日～翌年3月31日の案件は令和4年度～令和6年度を適用。
- 配置予定技術者の当該発注工種の分野での工事成績の最高点が、指定点数以上の場合に評価する。
- 入札参加者が特定JVの場合の評価対象は、代表構成員に限る。
- 特定JVとして受注した工事の成績については、出資比率が20%以上の構成員が配置した主任（監理）技術者としての実績を対象とする。
- 配置予定技術者は、3名まで申請することができる。その場合の審査については、各配置予定技術者のうちの評価項目6から8の評価の合計が最も低い者で評価する。
- 転職の如何に関わらず、過去の施工実績は技術者に帰属するものとする。

参考1 静岡市優良建設工事等表彰要領における別表

基本工種分野	建設業許可の工事の種類
土木	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、しゅんせつ工事、造園工事、さく井工事、塗装工事（土木系）
舗装	舗装工事
建築	建築一式工事、塗装工事（建築系）、防水工事、大工工事、左官工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、板金工事、ガラス工事、内装仕上工事、建具工事
電気	電気工事、電気通信工事
機械	管工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事
その他	石工事、鉄筋工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事

参考2 過去5年間を対象とする工事（建設業許可の工事の種類）

建築一式工事、塗装工事（建築系）、防水工事、大工工事、左官工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、板金工事、ガラス工事、内装仕上工事、建具工事、電気工事、電気通信工事、管工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事

【提出書類】

- ・工事の合格通知書の写し

※複数の評価対象がある技術者については、評価されたい1件の写しとする。

※申請書類に対し、発注者からの確認・注意等を行わないため、評価対象の選出には十分に注意すること。

- ・転職した場合や特定JVで施工した工事において、工事の合格通知書に技術者名が記載されていない場合には、その工事に配置されたことを証明する書類（CORINS等）を添付すること。

C 担い手確保・育成

10 継続学習の実績

継続教育の取り組み状況を評価します。

評価項目	評価基準	配点
継続学習の実績	配置予定技術者が令和6年度に取得した単位（ユニット等）が、建設系CPD協議会に加盟する各認定団体の年間推奨単位（ユニット等）以上である。	1.0
	配置予定技術者が令和6年度に取得した単位（ユニット等）が、建設系CPD協議会に加盟する各認定団体の年間推奨単位（ユニット等）の半分以上である。	0.5
	どちらにも該当しない。	0.0

【適用条件】

- ・技術提案型、施工能力Ⅰ型：必須項目
- ・本復旧工事で施工能力Ⅰ型を実施する場合は、評価項目としない。
- ・参考に示す工事については、評価項目としない。

参考 評価項目としない工事（建設業許可の工事の種類）

建築一式工事、塗装工事、防水工事、大工工事、左官工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、板金工事、ガラス工事、内装仕上工事、建具工事、電気工事、電気通信工事、管工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事

【評価条件】

- ・入札参加者が特定JVの場合の評価対象は、代表構成員に限る。
- ・建設系CPD協議会の内、単位証明を発行している認定団体からの証明書により配置予定技術者のCPD単位（ユニット等）の取得状況で評価する。なお、取得証明の発行及び推奨基準については、各自で各団体へ確認すること。
- ・申請した配置予定技術者が複数の場合は、申請者全員の実績が確認される時に評価する。

【提出書類】

- ・「評価項目 10 継続学習の実績」申告書
- ・認定団体の証明書類（継続学習制度（CPDS）学習履歴証明書）

11 若手・女性技術者の配置

建設業就業者数が減少するとともに、若年の入職者が著しく減少しています。今後は主要なインフラが急激に老朽化を迎えることとなり、これらインフラを維持管理する担い手を確保するため、若手や女性技術者を育成する企業を評価します。

評価項目	評価基準	配点
若手・女性技術者の配置	令和7年4月1日時点の年齢が 35 歳以下又は女性の技術者を主任(監理)技術者として配置する。	1.0
	令和7年4月1日時点の年齢が 35 歳以下又は女性の技術者を現場代理人として配置する。	0.5
	どちらにも該当しない。	0.0

【適用条件】

- ・施工能力Ⅰ型、施工能力Ⅱ型：必須項目
- ・解体工事においては、工事成績評定が行われないため評価項目としない。
- ・本復旧工事で施工能力Ⅰ型、Ⅱ型を実施する場合は、評価項目としない。

【評価条件】

- ・35歳以下かつ女性技術者の場合、重複して加点しない。
- ・入札参加者が特定JVの場合の評価対象は、代表構成員に限る。
- ・主任技術者の配置については、申請した配置予定技術者が全員35歳以下又は女性の場合にのみ評価対象とする。
- ・現場代理人の加点を申請する場合は、申請した配置予定技術者とは異なる1名を申請すること。
- ・不履行の場合、工事成績 評定から3点を減する（該当者の退職などやむを得ない場合を除く）。

（本評価項目における現場代理人について）

- ・入札参加資格確認申請の日以前に3カ月以上の恒常的雇用関係にあること。
- ・工事着手以降の変更は認めない（該当者の退職などやむを得ない場合を除く）。
- ・工場製作が含まれる工事の場合、現場据付期間の技術者が35歳以下又は女性であれば評価対象とする。

【提出書類】

- ・「評価項目11 若手・女性技術者の配置」申告書
- ・雇用を確認できる書類（保険者証の写し等）
- ・対象者の生年月日等年齢又は性別が確認できるもの

12 安全教育等の取組状況

より安全な現場環境を確保することは、労働災害の防止だけでなく、作業員を工事の品質確保へ専念させることにつながることから、企業の安全対策向上への取組みを評価します。

評価項目	評価基準	配点
安全教育等の取組状況	令和2年度以降公告の日までに、「安全講習会等への参加実績がある」かつ、「労働災害防止団体法に基づき設立された団体」に加入している（事業主の団体に加入している場合における当該団体の構成員は評価対象外とする）。	1.0
	令和2年度以降公告の日までに、労働安全衛生法及び同規則に基づき開催された、安全講習会等への参加実績がある（開催団体は問わない）。	0.5
	どちらにも該当しない。	0.0

【適用条件】

- ・技術提案型、施工能力Ⅰ型：必須項目
- ・本復旧工事で施工能力Ⅰ型を実施する場合は、評価項目としない。

【評価条件】

- ・入札参加者が特定JVの場合の評価対象は、代表構成員又はその他構成員のいずれかとする。
- ・安全講習会等は、労働安全衛生法の規定に基づき開催されたものに限り、主催する団体については問わない。
- ・安全講習会の受講実績がない場合には、労働災害防止団体法に基づき設立された団体への加入があっても加点しない。
- ・労働災害防止団体法に基づき設立された団体に、事業主により組織される組合等が加入している場合、当該組合等の構成員は評価対象外とする。

【提出書類】

- ・労働安全衛生法の規定に基づき開催されたものと判断できる証明書類（安全衛生講習会等を主催した団体からの証明書（安全衛生講習会等修了証明書）等）
- ・労働災害防止団体法に基づき設立された団体への加入証明書等の写し。ただし、建設業労働災害防止協会静岡県支部に加入している場合には、添付不要とする。

【備考】

労働災害防止団体法に基づき設立された団体

ア 中央労働災害防止協会

全国を通じて1団体のみ設立できる。労働災害防止協会のほか、指定業種以外の業種の全国的団体や労働災害防止活動を行う団体などを会員とする。会員間の連絡・調整、労働災害防止活動の促進、教育及び技術的援助などを主な業務とする。

イ 労働災害防止協会

指定業種に属する事業の事業主及びその事業主の団体を会員とする。（法第42条）労働災害防止規程（労働災害防止に関し会員及び協会が守るべき事項を定めたもの）の設定や会員に対する労働災害防止のための技術的指導及び援助などを主な業務とする。

- ① 建設業労働災害防止協会
- ② 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ③ 林業・木材製造業労働災害防止協会
- ④ 港湾貨物運送事業労働災害防止協会

13 登録基幹技能者の配置

「登録基幹技能者」は、熟達した作業能力と豊富な知識を持つとともに、現場をまとめ、効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れた技能者で、いわゆる上級職長として元請の計画・管理業務に参画し、補佐することが期待されており、工事の品質向上に寄与することから評価します。

評価項目	評価基準	配点
登録基幹技能者の活用	発注者が指定した登録基幹技能者を配置する。	1.0
	発注者が指定した登録基幹技能者を配置しない。	0.0

【適用条件】

- ・技術提案型、施工能力Ⅰ型、施工能力Ⅱ型：追加可能項目
- ・解体工事においては、工事成績評定が行われないため評価項目としない。
- ・本復旧工事で施工能力Ⅰ型、Ⅱ型を実施する場合は、評価項目としない。

【評価条件】

- ・申告した登録基幹技能者の配置については、工事施工中の施工体制の点検や現地での立会等により履行の確認を行い、受注者の責めに帰すべき事由により達成されなかったときは、工事成績評定から3点を減する。
- ・下請負業者が登録基幹技能者を配置する場合も評価の対象とする。
- ・入札参加時に予定していた登録基幹技能者が、予め指定した工種の施工時点で配置できなくても、他の有資格者が従事できれば履行したものとする。
- ・登録基幹技能者は、該当する工種の施工期間中のみ配置すればよい。

【提出書類】

- ・「評価項目 13 登録基幹技能者の配置」申告書（証明資料の添付は要しない）

【登録基幹技能者の配置に関する評価】

予め指定した工種において、登録基幹技能者の配置が可能かどうかを評価する。

施工体制点検、下請負人通知書とあわせて、登録基幹技能者配置表で技能者(有資格者)が従事しているかを確認する。

- 1 確認時期は、指定した工種の施工時点とし、施工体制点検の際に、資格者証にて監督員の立会いにより確認すること。確認した場合は、施工体制チェックリストの「点検者の所見」欄に登録基幹技能者の配置の有無を記載すること。
- 2 施工体制点検日に指定した工種を施工しておらず、登録基幹技能者が配置されていない場合は、指定した工種を施工している時点の写真にて監督員が確認すること。
- 3 最終確認時期は工事が完了した時点とし、完成検査の際、検査員が施工体制点検時の監督員立会写真や、受注者から提出される工事記録簿、現場に配置している状況がわかる写真にて確認を行う。

登録基幹技能者配置表 (例)					
最終確認日 平成 年 月 日					
担 当 課 課 総務監督員 主任監督員 担当監督員					
工事名 [平成24年度 葵国道第〇〇号 〇〇線道路改良工事] 受注者 [A 〇〇株式会社]					
項 目	技能者氏名	配置可能な 職種名	資格者の 修了証番号	所属企業名	備 考
登録技能者の種類					
登録型枠基幹技能者	静岡 一郎	水路工	第〇〇〇〇〇号	㈱〇〇建設	
施工体制点検にて 現地を確認した日	H24.00.00	H24.00.00	H24.00.00	H24.00.00	H24.00.00
	H24.00.00	H24.00.00	H24.00.00	H24.00.00	H24.00.00

参考 全国の登録基幹事業者の種類

登録番号	登録基幹技能者講習の種類	基幹的な役割を担う (実務経験を有する) 建設業の種類	登録番号	登録基幹技能者講習の種類	基幹的な役割を担う (実務経験を有する) 建設業の種類
1	登録電気工事基幹技能者	電気、電気通信	23	登録ダクト基幹技能者	管
2	登録橋梁基幹技能者	鋼構造物、とび・土工	24	登録保温保冷基幹技能者	熱絶縁
3	登録造園基幹技能者	造園	25	登録グラウト基幹技能者	とび・土工
4	登録コンクリート圧送基幹技能者	とび・土工	26	登録冷凍空調基幹技能者	管
5	登録防水基幹技能者	防水	27	登録運動施設基幹技能者	土木、とび・土工、ほ装、造園
6	登録トンネル基幹技能者	土木、とび・土工	28	登録基礎工基幹技能者	とび・土工
7	登録建設塗装基幹技能者	塗装	29	登録タイル張り基幹技能者	タイル・れんが・ブロック
8	登録左官基幹技能者	左官	30	登録標識・路面標示基幹技能者	とび・土工、塗装
9	登録機械土工基幹技能者	土木、とび・土工	31	登録消火設備基幹技能者	消防施設
10	登録海上起重基幹技能者	土木、しゅんせつ	32	登録建築大工基幹技能者	大工
11	登録プレストレスト・コンクリート工事基幹技能者	土木、とび・土工、鉄筋	33	登録硝子工事基幹技能者	ガラス工事
12	登録鉄筋基幹技能者	鉄筋	34	登録ALC基幹技能者	タイル・れんが・ブロック
13	登録圧接基幹技能者	鉄筋	35	登録土工基幹技能者	土木、とび・土工
14	登録型枠基幹技能者	大工	36	登録ウレタン断熱基幹技能者	熱絶縁
15	登録配管基幹技能者	管	37	登録発破・破碎基幹技能者	とび・土工
16	登録鷹・土工基幹技能者	とび・土工	38	登録建築測量基幹技能者	大工
17	登録切断穿孔基幹技能者	とび・土工	39	登録解体基幹技能者	解体
18	登録内装仕上工事基幹技能者	内装仕上	40	登録圧入工基幹技能者	とび・土工
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	建具	41	登録送電線工事基幹技能者	とび・土工・電気
20	登録エクステリア基幹技能者	タイル・れんが・ブロック、とび・土工、石	42	登録さく井基幹技能者	さく井
21	登録建築板金基幹技能者	板金、屋根	43	登録あと施工アンカー基幹技能者	とび・土工
22	登録外壁仕上基幹技能者	塗装、左官、防水	44	登録計装基幹技能者	電気・管・機械器具設置・電気通信

※最新の情報については、下記URLを確認すること。

<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/humanresources/technician/dantai.php>

14 建設キャリアアップシステム（CCUS）の事業者登録実績

建設キャリアアップシステム（CCUS）について、事業者登録がある企業を評価します。

評価項目	評価基準	配点
建設キャリアアップシステムの登録	公告の日時点で、建設キャリアアップシステムの事業者登録がある。	0.5
	公告の日時点で、建設キャリアアップシステムの事業者登録がない。	0.0

【適用条件】

- ・技術提案型、施工能力Ⅰ型、施工能力Ⅱ型：必須項目
- ・本復旧工事で施工能力Ⅰ型、Ⅱ型を実施する場合は、評価項目としない。

【評価条件】

- ・入札参加者が特定JVの場合の評価対象は、代表構成員に限る。
- ・入札参加者が経常JVの場合の評価対象は、各構成員のいずれかとする。

【提出書類】

- ・「事業者登録完了のお知らせ（はがき）」、「事業者登録完了メール」、「事業者ログイン画面」のいずれかの写し
- ※初期パスワードやセキュリティコードは黒塗りすること。

D 災害体制

15 災害に強いまちづくり

災害発生時において迅速に活動するため、企業の防災に関わる取組み、活動実績を評価します。

15-1 防災活動の実施

防災活動実績を評価します。

評価項目	評価基準	配点
防災活動の実績	対象とする防災活動のうち、2項目以上に該当する。 【建築一式工事以外で発注する場合に対象とする防災活動】 - 本市と災害協定を結んでおり、令和6年度中に本市が主催する防災訓練に参加した実績がある。 - 令和5年度以降公告の日までに、本市の災害協定で定める「出動要請に基づく応急復旧活動」又は「応急活動協力要請書に基づく活動」の実績がある。 - 静岡県地域防災計画における指定地方公共機関が作成した、「公共土木施設における地震・災害対策計画書」における、班長業務の担当である。 【建築一式工事で発注する場合に対象とする防災活動】 - 本市と災害協定を結んでおり、令和6年度中に本市が主催する防災訓練に参加した実績がある。 - 令和5年度以降公告の日までに、本市の災害協定で定める「出動要請に基づく応急復旧活動」又は「応急活動協力要請書に基づく活動」の実績がある。 - 企業の建築一式工事に係る技術者のうち、被災建築物応急危険度判定士の資格取得者数の割合が50%以上※ある。	1.0
	対象とする防災活動のうち、1項目に該当する。	0.5
	どちらにも該当しない。	0.0

※被災建築物応急危険度判定士の資格取得者数を評価する割合については、状況をみて年度ごとに決定していく。

【適用条件】

- 技術提案型、施工能力Ⅰ型、施工能力Ⅱ型：必須項目
- 防水工事、塗装工事、上水道関係の工事及び空調工事は、評価項目としない。

【評価条件】

- 「出動要請に基づく応急復旧活動」、「応急活動協力要請書に基づく活動」は、いずれも発注者が指定する局（〇〇局）が要請した活動のみを評価の対象とする。
- 大規模な災害など特に指定する場合は、国等からの要請に基づく活動実績についても、本市要請に基づく活動実績と同等と扱う場合もある（申請する場合は、事前に契約課に協議すること）。
- 入札参加者が特定JV又は経常JVの場合の評価対象は、代表構成員又はその他構成員のいずれかとする。

(応急危険度判定士について)

- 「企業の建築一式工事に係る技術者」とは、企業に属する職員のうち、「地震被災建築物応急危険度判定士講習会」の受講資格を有するものとする。
- 技術者の対象は、静岡市内の本店、支店または営業所に勤務、在籍するものとする。
- 年度当初に登録された数値を年度内は適用する。
- 手続き方法等については、公共建築課のホームページで確認すること。

【提出書類】

- 災害協定に基づく活動報告書
- 本市との災害協定の締結を証明する書類の添付は要しない。
- 活動実績証明書

15-2 応急復旧活動等の実績

応急復旧活動等の実績を評価します。

評価項目	評価基準	配点
応急復旧活動等の実績	本市と災害協定を結んでおり、本市が指定した対象工事等※の実績がある。	1.0
	本市が指定した対象工事等※の実績がない。	0.0

※1「本市が指定した対象工事等」とは、本発注工事に関連し、かつ、同一箇所において事前に本市が指定した「応急復旧工事」又は「応急復旧活動」。

【適用条件】

- ・施工能力Ⅰ型、施工能力Ⅱ型：追加可能項目（本復旧工事の場合は、評価項目とする。）
- ・「本市が指定した対象工事等」がある本復旧工事の場合のみ評価項目とする。

【評価条件】

- ・入札参加者が特定JV又は経常JVの場合の評価対象は、代表構成員又はその他構成員のいずれかとする。

【提出書類】

- ・災害協定に基づく活動報告書
- ・「本市が指定した対象工事等」における活動実績証明書
（ただし、15-1で同じ資料を提出する場合は提出不要。）

16 ライフラインの保全

災害発生時において迅速に活動するため、企業の防災に関わる取組み、活動実績を評価します。

16-1 防災活動の実績

防災活動実績を評価します。

評価項目	評価基準	配点
防災活動の実績	次の防災活動のうち、2項目に該当する。 - 本市と災害協定を結んでおり、令和6年度中に本市が主催する防災訓練に参加した実績がある。 - 本市と災害協定を結んでおり、令和5年度以降公告の日までに「応急活動協力要請書に基づく活動」の実績がある。	1.0
	対象とする防災活動のうち、1項目に該当する。	0.5
	どちらにも該当しない。	0.0

【適用条件】

- ・技術提案型、施工能力Ⅰ型、施工能力Ⅱ型：必須項目
- ・上水道関係の工事のみ評価項目とする。

【評価条件】

- ・「応急活動協力要請書に基づく活動」は、発注者が指定する局（〇〇局）が要請した活動のみを評価の対象とする。
- ・大規模な災害など特に指定する場合は、国等からの要請に基づく活動実績についても、本市要請に基づく活動実績と同等と扱う場合もある（申請する場合は、事前に契約課に協議すること）。
- ・入札参加者が特定JV又は経常JVの場合の評価対象は、代表構成員又はその他構成員のいずれかとする。

【提出書類】

- ・災害協定に基づく活動報告書
- ・活動実績証明書
- ・本市との災害協定の締結を証明する書類の添付は要しない。

16-2 応急復旧活動等の実績

応急復旧活動等の実績を評価します。

評価項目	評価基準	配点
応急復旧活動等の実績	本市と災害協定を結んでおり、本市が指定した対象工事等※の実績がある。	1.0
	本市が指定した対象工事等※の実績がない。	0.0

※「本市が指定した対象工事等」とは、本発注工事に関連し、かつ、同一箇所において事前に本市が指定した「応急復旧工事」又は「応急復旧活動」。

【適用条件】

- ・施工能力Ⅰ型、施工能力Ⅱ型：追加可能項目（本復旧工事の場合は、評価項目とする。）
- ・「本市が指定した対象工事等」がある本復旧工事の場合のみ評価項目とする。
- ・上水道関係のみ評価項目とする。

【評価条件】

- ・入札参加者が特定JV又は経常JVの場合の評価対象は、代表構成員又はその他構成員のいずれかとする。

【提出書類】

- ・災害協定に基づく活動報告書
- ・「本市が指定した対象工事等」における活動実績証明書
（ただし、16-1で同じ資料を提出する場合は提出不要。）

17 建設機械の保有状況

地域インフラの迅速な復旧のため、災害時の初動活動に必要な建設機械を保有または長期リースしている企業を優位に評価します。

評価項目	評価基準	配点
建設機械の保有状況	本市と災害協定を結んでおり、直近の経営事項審査で、「建設機械の所有及びリース台数」が3台以上である。	1.0
	直近の経営事項審査で、「建設機械の所有及びリース台数」が3台未満である。	0.0

公道を自走不可能な建設機械については、運搬可能なトラックを保有するなど、初動活動できる体制を保つこと。

【適用条件】

- ・施工能力Ⅰ型、施工能力Ⅱ型：追加項目
- ・入札参加者が特定JV又は経常JVの場合の評価対象は、代表構成員又はその他構成員のいずれかとする。
- ・参考に示す工事については、評価項目としない。

参考 評価項目としない工事（建設業許可の工事の種類）

建築一式工事、塗装工事、防水工事、大工工事、左官工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、板金工事、ガラス工事、内装仕上工事、建具工事、電気工事、電気通信工事、管工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事

【評価条件】

- ・静岡市と災害協定を締結した企業を対象とする。
- ・対象となる建設機械は建設業法に基づく経営事項審査で認定する建設機械（ショベル系掘削機、トラクターショベル、ブルドーザー、移動式クレーン、モーターグレーダー、ダンプ車、締固め用機械、解体用機械又は高所作業車）とする。

参考 対象となる建設機械

名 称	範 囲	定期検査
ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの	特定自主検査
ブルドーザー	自重が3トン以上のもの	
トラクターショベル	バケット容量が 0.4 立方メートル以上のもの	
モーターグレーダー	自重が 5 トン以上のもの	
高所作業車	作業床の高さが2m以上のもの	
締固め用機械	ロードローラ、タイヤローラー、振動ローラー	
解体用機械	ブレーカー、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機	自動車検査 (車検)
土砂を運搬する貨物自動車(ダンプ車)	自動車検査証の車体の形状欄に、ダンプ、ダンプセミトレーラ、ダンプフルトレーラと記載があるもの（備考欄に土砂の運搬に制限がある場合は対象外）	
移動式クレーン	つり上げ荷重 3 トン以上のもの	製造時検査、性能検査

【提出書類】

- ・原則、経営事項審査結果（経営規模等評価結果通知書のコピー）とする。
- ・本市との災害協定の締結を証明する書類の添付は要しない。

E 地域密着・地域貢献

18 地域精通度

施工箇所付近の企業は、施工場所を熟知し地域と密接な繋がりがあることから、細かな工程管理や迅速な地元調整等が可能であることから、地域の実情を熟知している企業を評価します。

18-1 地域精通度（同一の区域）

工事箇所と建設業に規定する主たる営業所の所在地が同一の行政区の範囲内にある場合、優位に評価します。

評価項目	評価基準	配点
地域精通度 （同一の区域）	工事箇所と建設業法に規定する主たる営業所の所在地が、同一の行政区の範囲内にある（主たる営業所が〇〇の範囲内にある）。	1.0
	工事箇所と建設業法に規定する主たる営業所の所在地が、同一の行政区の範囲内にない（主たる営業所が〇〇の範囲内にない）。	0.0

【適用条件】

- ・施工能力Ⅰ型：追加可能項目（本復旧工事の場合は、評価項目とする。）
- ・施工能力Ⅱ型：必須項目
- ・営繕工事は、評価項目としない。

【評価条件】

- ・工事箇所と、申請者の建設業法に規定する主たる営業所の所在地の住所で確認を行う。
- ・入札参加者が経常JVの場合の評価対象は、代表構成員のみとし、特定JVの場合の評価対象は、代表構成員又はその他構成員のいずれかとする。
- ・同一の区域とは、「葵区」、「駿河区」及び「清水区」の行政区とする。

【提出書類】

- ・証明書類の提出は不要。

18-2 地域精通度（同一の地域）

工事箇所と、業者登録時に申請した中学校区が、発注者の指定した中学校区と同一の範囲内にある場合、優位に評価します。

評価項目	評価基準	配点
地域精通度 (同一の地域)	業者登録時に申請した中学校区が、発注者が指定した中学校区の範囲内にある（主たる営業所が〇〇の範囲内にある）。	0.5
	業者登録時に申請した中学校区が、発注者が指定した中学校区の範囲内がない（主たる営業所が〇〇の範囲内がない）。	0.0

【適用条件】

- ・営繕工事は、評価項目としない。
- ・本復旧工事で発注する場合
施工能力Ⅰ及びⅡ型：追加可能項目
- ・本復旧工事以外で発注する場合
施工能力Ⅱ型：追加可能項目

【評価条件】

- ・「同一の地域」とは、中学校の学区とする。
- ・工事箇所と申請者の申請した中学校区で確認を行う。
- ・山間地工事で対象となる学区に業者がいない場合には、周辺学区を指定することができる。
- ・公告日時点で、本市に申請している中学校区を評価対象とする。
- ・入札参加者が経常ＪＶの場合の評価対象は、代表構成員のみとし、特定ＪＶの場合の評価対象は、代表構成員又はその他構成員のいずれかとする。
- ・中学校区は、静岡市ホームページに掲載されている「静岡市立小中学校通学区区域表」を参考に登録すること。
(静岡市HP→子ども・子育て(便利ガイド)→教育委員会→市立学校→市立学校への入学・転校手続き→小中学校の入学・転校手続き→静岡市立小・中学校通学区区域表)
URL:<https://www.city.shizuoka.lg.jp/kyoiku/s002147.html>

【提出書類】

- ・証明書類の提出は不要。

【運用事項】※マニュアルのみ記載

- ・入札参加資格要件で、市外・準市内業者の参加を認める場合は評価項目としない。
- ・加点項目として対象とするかについては、基準を作成するなど、各部会において統一した運用を行うこと。
- ・施工範囲が2校区にまたがる場合は、該当する学区を2つとも指定することができる。
- ・中学校区が3校区以上になる場合は、該当地域が広範囲になることから、地域精通度（同一の区域）での評価が適切と判断し、本項目は評価項目の対象としない。
- ・施工箇所の該当中学校区は、教育委員会事務局児童生徒支援課が公表している静岡市立小・中学校通学区区域表にて確認をして指定する。

19 主たる営業所の所在

静岡市内に建設業法に規定する主たる営業所がある場合、優位に評価します。

評価項目	評価基準	配点
主たる営業所の所在	静岡市内に本社、本店等の建設業法に規定する主たる営業所がある。	1.0
	静岡市内に本社、本店等の建設業法に規定する主たる営業所がない。	0.0

【適用条件】

- ・技術提案型、施工能力Ⅰ型、施工能力Ⅱ型：追加可能項目
- ・本復旧工事で施工能力Ⅰ型、Ⅱ型を実施する場合は、評価項目としない。

【評価条件】

- ・入札参加者が特定JVの場合の評価対象は、代表構成員に限る。

【提出書類】

- ・証明書類の提出は不要。

20 支店、営業所等の所在

静岡市内に支店・営業所がある場合、優位に評価します。

評価項目	評価基準	配点
支店、営業所等の所在	静岡市内に本社、本店等の建設業法に規定する主たる営業所がある。	2.0
	静岡市内に発注工種に係る建設業許可を有する支店・営業所がある。	1.0
	静岡市内に発注工種に係る建設業許可を有する支店・営業所がない。	0.0

【適用条件】

- ・技術提案型、施工能力Ⅰ型、施工能力Ⅱ型：追加可能項目
- ・本復旧工事で施工能力Ⅰ型、Ⅱ型を実施する場合は、評価項目としない。

【評価条件】

- ・入札参加者が特定JVの場合の評価対象は、代表構成員に限る。

【提出書類】

- ・建設業許可申請書の写し（市内に委任がない場合のみ）
- ・静岡市内に発注工種の許可を有する営業所はあるが、その営業所に委任していない場合は、建設業許可申請書第8号（1）又は第8号（2）の（写）を添付すること。

21 市内企業の施工割合

地元建設業者は、地域経済や雇用面及び災害時の対応など地域に多面的な貢献をしており、地元企業の活性化、地場産業の育成を目的として評価します。

評価項目	評価基準	配点
市内企業の施工割合	申請者の施工割合が、発注者が指定した割合以上である。	1.0
	申請者の施工割合が、発注者が指定した割合未満である。	0.0

【適用条件】

- ・技術提案型、施工能力Ⅰ型：必須項目
- ・解体工事においては、工事成績評定が行われないため評価項目としない。
- ・本復旧工事で施工能力Ⅰ型を実施する場合は、評価項目としない。

【評価条件】

- ・指定割合は、80%を基本とする。ただし、80%以上の施工が困難と想定される場合は50%又は10%とすることができる。
- ・申告した市内企業の施工割合については、契約締結後に提出される、施工体系図、施工体制台帳、下請負契約書（請書を含む）及び市内企業施工割合計算書により履行の確認を行う。
- ・発注者の設定した施工割合を受注者の責めに帰すべき事由により達成されなかったときは、工事成績評定から3点を減ずる。
- ・市内企業とは、建設業法上の主たる営業所（本社等）が静岡市内にある者をいう。
- ・元請負人が請け負った額から下請負人に請け負わせた額を除いた額を、元請負人の施工額とし、元請負人が市内企業の場合は、当該元請負人の施工額を市内企業の施工割合に含む。
- ・共同企業体の構成員に市内企業が含まれる場合は、その施工額を出資比率に応じて案分する。

【提出書類】

- ・証明書類の提出は不要。

【注意事項等】

施工割合の算出及び市内企業施工割合計算表の作成に関しては次の事項に注意してください。

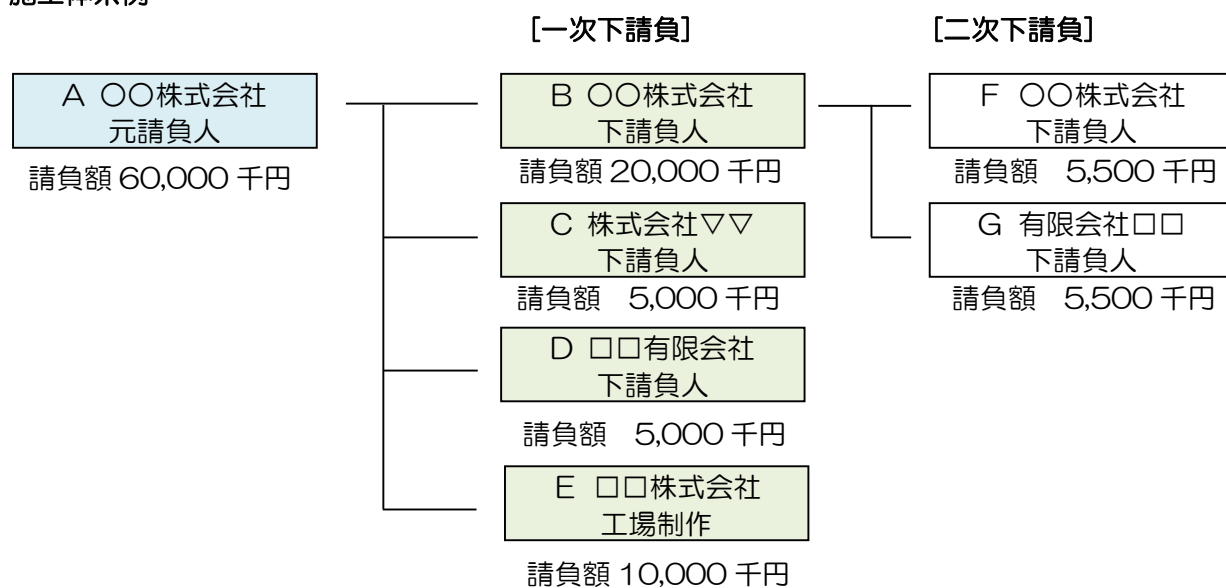
ア 注意事項

- (ア) 総施工額に占める市内企業の施工額を市内施工割合とする。
- (イ) 市内企業とは、建設業法上の主たる営業所（本社等）が静岡市内にあるものをいう。
- (ウ) 発注者の指示に基づく変更契約を行った場合は、当該変更に伴う影響を除くことができる。
- (エ) 確認時期は、当初契約内容についての下請負企業が確定した時点とする。（発注者が設定した市内企業の施工割合以上か否かを確認する。）
- (オ) 交通誘導員等の単価契約も施工額に含めることとし、施工額は、（単価契約額）×設計数量とする。
- (カ) 材料費は、材料の販売者の所在地ではなく、材料を購入した企業（元請又は下請）の施工額に含めることとする。
ただし、工場製作として工場管理費が設計計上されている工種は下請けの扱い（元請が製作する場合を除く。）とし、製作会社の主たる営業所の所在地が市内外かで仕分けをする。
- (キ) 配点が「0点」であった場合は、履行確認を行わない。

イ 市内企業施工割合計算表に関する注意事項

- (ア) 計算表に記載する金額は千円単位とし、千円未満は切捨てとする。
※単価契約の総金額も同様とする。
- (イ) 主たる営業所が静岡市内にある場合は、施工体制台帳に添付される契約書（写）等により確認する。
- (ウ) 施工割合の算式は、(D) 市内企業施工額 ÷ (C) 施工額 × 100 で算出し、小数点以下は切り上げ整数とする。
- (エ) 請負区分は、元請、一次又は二次を記入し、市内外区分は、市内又は市外かを記入する。
ただし、施工体系図等において、三次以下に市外業者が確認された場合には、追加で確認を行う場合がある。
- (オ) 工事内に含まれる地質調査や工損調査などを委託した場合も評価の対象とする。

施工体系例



市内企業施工割合計算表（例）

単位:千円

項目 企業名	請負 区分	市内外 区 分	(A) 請負金額	(B) 下請額	(C) 施工額 (A)－(B)	(D) 市内企業 施工額
A 社	元請	市内	60,000	40,000	20,000	20,000
B 社	一次	市外	20,000	11,000	9,000	0
C 社	一次	市内	5,000	0	5,000	5,000
D 社	一次	市内	5,000	0	5,000	5,000
E 社	一次	市外	10,000	0	10,000	0
F 社	二次	市内	5,500	0	5,500	5,500
G 社	二次	市内	5,500	0	5,500	5,500
計					60,000	41,000

上記の下請負割合表から市内企業の施工割合は、69% となります。この場合、元請も市内企業であることから、元請の施工額を市内施工割合に含みます。

22 維持管理の実績

本市発注の指定した維持管理業務の受注実績がある企業を優位に評価します。

評価項目	評価基準	配点
維持管理の実績	令和4年度以降公告の日までに、発注者の指定した維持管理の受注実績がある。	1.0
	令和4年度以降公告の日までに、発注者の指定した維持管理の受注実績がない。	0.0

【適用条件】

- ・施工能力Ⅰ型、施工能力Ⅱ型：追加可能項目
- ・本復旧工事で施工能力Ⅰ型、Ⅱ型を実施する場合は、評価項目としない。

【評価条件】

- ・「道路雪氷対策業務」又は「上水道閉庁時修繕受付業務」のうち発注者が指定するいずれかの受注実績を評価する。
- ・令和4年度以降公告の日までの受注実績を対象とする。
- ・「道路構造物復旧・雪氷対策業務」も「道路雪氷対策業務」とみなす。
- ・上水道閉庁時修繕受付業務は、受注者が組合の場合はその業務を担当する全構成員が対象となる。
- ・入札参加者が特定JVの場合の評価対象は、代表構成員又はその他構成員のいずれかとする。

【提出書類】

- ・維持管理業務における報告実績書
- ・契約書の写し

■ J Vの運用について

1 過去にJ Vで施工した実績を評価する場合

評価項目	経常 J V		特定 J V	
	代表構成員としての実績のみ	代表構成員としての実績 又は その他構成員としての実績	代表構成員としての実績のみ	代表構成員としての実績 又は その他構成員としての実績
3 企業の施工実績		○		○
4 企業の工事成績		○	○	
5 受注件数評価		○		
6 不調工事の受注実績		○	○	
7 配置予定技術者の施工実績		○		○
9 優良技術者の配置		○		○

※特定JVで施工した実績は、出資比率が20%以上であることが条件。

2 入札参加者がJ Vの場合の評価対象

評価項目	経常 J V		特定 J V	
	代表構成員のみ	代表構成員 又は その他構成員	代表構成員のみ	代表構成員 又は その他構成員
3 企業の施工実績		○	○	
4 企業の工事成績		○		○
5 受注件数評価		○		
6 不調工事の受注実績		○		○
7 配置予定技術者の施工実績		○	○	
8 配置予定技術者の保有資格		○	○	
9 優良技術者の配置		○	○	
10 継続学習の実績		○	○	
11 若手・女性技術者		○	○	
12 安全教育等の取組状況		○		○
14 建設キャリアアップ		○	○	
15 災害に強いまちづくり		○		○
16 ライフラインの保全		○		○
17 建設機械の保有状況		○		○
18 地域精通度	○			○
19 主たる営業所の所在	○		○	
20 支店、営業所等の所在	○		○	
22 維持管理の実績		○		○

23 健康経営優良法人の認定実績

地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、優良な健康経営を実施している法人において、経済産業省が認定している企業を優位に評価します。

評価項目	評価基準	配点
企業の認定実績	「健康経営優良法人 2025」※の認定がある。	0.5
	「健康経営優良法人 2025」の認定がない。	0.0

※令和7年度は「健康経営優良法人2025」の認定

【適用条件】

- ・施工能力Ⅰ型、施工能力Ⅱ型：必須項目
- ・本復旧工事で施工能力Ⅰ型、Ⅱ型を実施する場合は、評価項目としない。

【評価条件】

- ・経済産業省の「健康経営優良法人」の認定制度による認定を受けている企業とする。

【提出書類】

- ・認定証の写し。

5 技術提案の評価方法の考え方

5標準型に関する技術提案の評価方法の考え方

入札参加者から提示される技術提案に対する評価については、評価項目の特性を踏まえ実施します。また、評価項目ごとに、必要に応じて最低限の要求要件を設け、この要求要件を満たしている場合

のみに得点を与え、満たしていない場合には欠格とし、入札参加を認めないこととします。

（１）評価方式（一般的な評価方法）

評価項目に関する提案に対して、段階的な判定基準を設け、入札参加者の提案ごとに該当する階層を判定し、それに応じた点数を付与する評価方法です。基本的に５段階の階層で評価を行い、不適切のものについては、欠格とします。

② 評価採点表を作成し、最終的な各々の評価点（加点）を決定します

総合評価競争入札 技術提案 評価採点表									
工 事 名	令和6年 ○○第○号 ○○○○○○工事								
技術提案	技術提案1				申請者数	3		者	
項 目	a社	b社	c社						
(1)	3	1	3						
	1	1	2						
	3	1	1						
	1	1	1						
	0	1	2						
ランク	AA	C	A						
合計点	8	5	9						
上表の「ランク」と「合計点」より、最終評価は下表のとおりとなる。									
提案者	a社	b社	c社						
※参加業者の最上位ランクの「行」の評価結果を採用する。									
AA	提案に対する評価	優上:15	可:3	優:12					
①	項目の判定値 AA 提案事項の判定で最高値3が2つ以上ある場合 A 提案事項の判定で最高値3が1つの場合 B 提案事項の判定で最高値が2の場合 C 提案事項の判定で最高値が1の場合 D 提案事項の判定値が0の場合（標準を超えない）								
	C	B	A	AA	加算点	ランク			
				優上 Max×4/5以上	15	AA			
			優 Max×3/4以上	優 Max×3/5以上 Max×4/5未満	12	A			
	良上 Max×2/3以上	良上 Max×1/2以上 Max×3/4未満	良上 Max×2/5以上 Max×3/5未満	9	④-1	B			
	良 Max×1/3以上 Max×2/3未満	良 Max×1/4以上 Max×1/2未満	良 Max×1/5以上 Max×2/5未満	6	④-2	C			
	可 Max×1/3未満	可 Max×1/4未満	可 Max×1/5未満	3		D			
	標準	標準	標準	標準	0	D			
	不可	不可	不可	不可	欠格				
最終評価の手順									
① 基準に従い、参加者ごとにランクを判定する。									
② 最上ランクがAAのため、AAランクの列を採用する。									
③ 提案の合計点のMaxはc社の9点なので、合計点の評価は以下のとおり。									
7.2点(9点×4/5)以上・・・「優上」									
5.4点(9点×3/5)以上～7.2点未満・・・「優」									
3.6点(9点×2/5)以上～5.4点未満・・・「良上」									
1.8点(9点×1/5)以上～3.6点未満・・・「良」									
1.8点(9点×1/5)未満・・・「可」									
④-1 c社は、9点(優上)だが、ランクAのためランクAの上限「優」となる。									
④-2 b社は、5点(良上)だが、ランクCのためランクCの上限「可」となる。									
⑤ a社：15点									
b社：3点									
c社：12点									

(2) 欠格とする場合の要件

次に掲げる事項に該当するときは、入札参加者として欠格とする。

- ア 評価項目に対する提案資料が未記入及び未提出の場合
- イ 1 課題に対し、すべての提案が、求めた評価項目と違う提案をした場合（すべての提案が不適切だった場合）
- ウ 1 課題に対し、すべての提案が、必要に応じて設定した最低限の要求を満たさない場合
- エ 他者に資料を作成させるなど、不誠実な行為が明らかな場合

(3) 技術提案等の不備

提出された技術提案や添付資料に誤記や不備があった場合、関係する評価項目については、得点を与えません。

参考：技術提案に関する注意事項

- ア 共通仕様書や特記仕様書に記載されている事項等を下回る内容は、評価の対象としない。
- イ 技術提案は、具体的な技術提案内容及び効果を簡潔かつ要領よく記述すること。
- ウ 技術提案は、文章による記述（箇条書き）を原則とし、技術提案 1 課題毎に「技術提案書」様式により A4 サイズ 2 ページ以内にまとめること。
- エ 説明資料（添付する場合）は、1 提案あたり A4 サイズ 1 ページ程度、合計 5 ページ以内にまとめること。
添付資料は写真、図、イラストなどにより文章を補完するためのものとし、文章のどの部分の説明であるか明確にすること。なお、添付資料のみの場合や文章での記述がない場合は、評価の対象としない。
- オ 技術提案は、1 課題につき最大 5 提案までとし、6 以上の提案がある場合はすべての提案を評価しない。また、1 提案の中に 2 つ以上の提案が読み取れるものは評価しない。ただし、ひとつの提案の目的をより効果的に達成するために実施する一連の提案は評価対象とする。

技術提案がない場合や、1 技術提案に対するすべての提案が発注者の設定する標準案未満で不採用であった場合は、入札参加を認めない。

(4) 記述上のポイント

- ア 記述として「必要に応じて・・・」「状況に応じて・・・」「・・・を計画する。」「適当な・・・」「適宜、・・・」などの曖昧な表現は避け、具体的に記述すること。
- イ 状況説明や背景の説明は簡潔に、要求事項に対して具体的に記入する。
- ウ 現地条件を踏まえた表現をすること。（現場状況の記述が必要、添付写真・図面等を活用）
- エ 記入漏れや記入ミス、誤字、脱字がないのか提出前に十分確認すること。
- オ 技術提案書記載例（次ページに記載）

様式第2号（第8条関係）

（例）

入札番号 〇〇〇〇〇

技術提案書

入札参加者名

(株)〇〇建設

技術提案1

(1)〇〇の〇〇抑制に対する工夫について

①

【標準案】〇〇の施工は〇〇
 【技術提案】〇〇施工時に
 【効果】〇〇や〇〇の発生を抑えられる。
 【確実性】〇〇工法はNETIS（登録番号〇〇）

例を参考に、【標準案】、【技術提案】、
 【効果】、【確実性】等を簡潔に記載する。

②

【標準案】〇〇実施時は〇〇
 【技術提案】〇〇実施時
 【効果】〇〇や〇〇を
 【確実性】〇〇工法は

ひとつの提案の中に目的の異なる2
 つ以上の提案が読み取れる提案は評価
 しない。
 この場合③は得点なし。
 ただし、ひとつの提案の目的をより
 効果的に達成するために実施する一連
 の提案は評価対象とする。

③

【標準案】〇〇の施工は〇〇に配慮しなければならない。
 【技術提案】
 ・〇〇施工時において〇〇を実施する。
 ・材料運搬時には△△を併せて実施する。

【効果】〇〇の発生を抑えられる。
 【確実性】〇〇工法はNETIS（登録番号〇〇）を取得しており、さらに〇〇実施時は
 〇〇によりモニタで確認する。

④

【標準案】〇〇の施工は〇〇を使用する。
 【技術提案】〇〇を使用する。
 【効果】〇〇や〇〇の発生を抑えられる。
 【確実性】〇〇実施時は〇〇により確認し写真管理する。

ひとつずつ番号を示す！

⑤

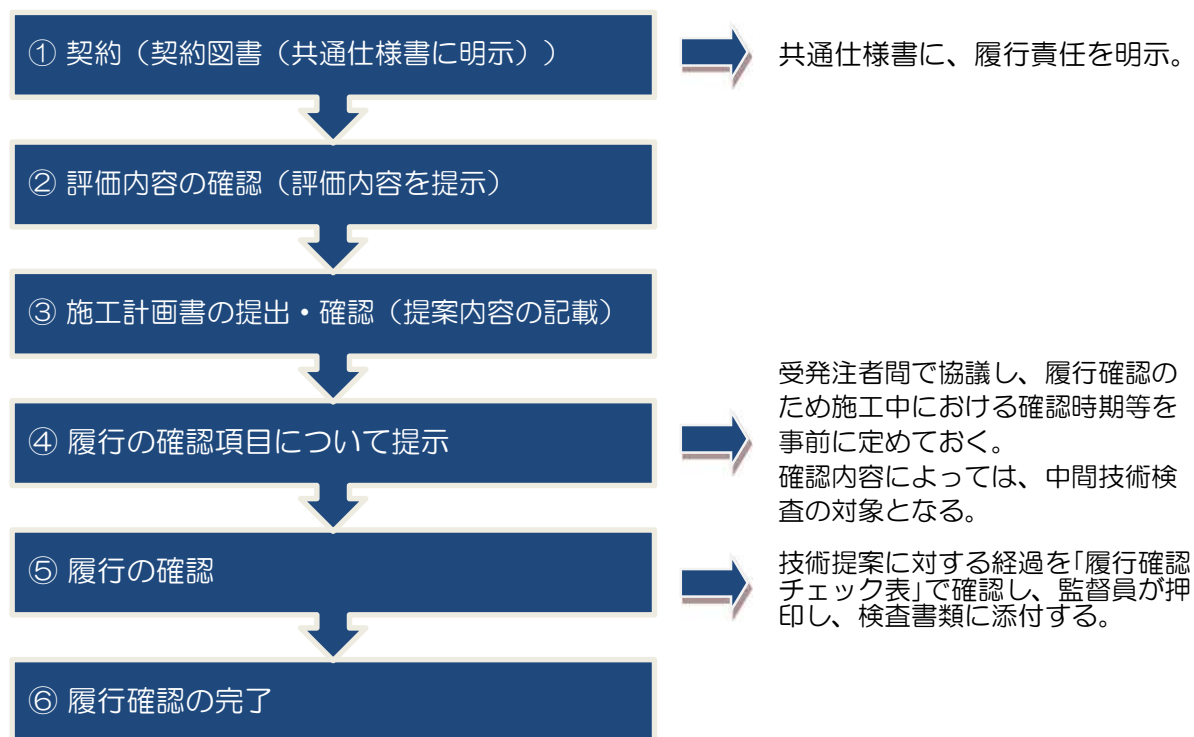
【標準案】〇〇の施工は〇〇しないよ
 【技術提案】〇〇を使用して〇〇を
 【効果】〇〇の変化を抑えられる。
 【確実性】〇〇工法はNETIS（登録番号〇〇）

提案数は最大で5提案まで！
 6以上の提案がある場合はす
 べての提案を評価しない

6 技術提案等の内容に対する履行

(1) 技術提案に関する履行確認の実施手順

技術提案型で落札者を決定した場合には、評価された技術提案が履行されるよう契約図書に明示し、発注者と受注者の責任を明確に定めるとともに、受注者が提出する施工計画書に提案内容が適正に記載されるよう監督員は確認、指導を行います。確認後は、「履行確認チェック表」を基に確認時期等を明確にし、確認事項を記録します。工事完成検査時には、検査員が履行確認検査を実施します。



履行確認に対する注意事項

- ア 技術提案の判定値が0点の場合は、監督員による履行確認チェックを行います。
- イ 技術提案の判定値が1点以上の場合は、監督員による履行確認チェック及び検査員による履行確認検査を行います。
- ウ 受注者の責によらず、当初設計どおりの施工ができないために提案内容が履行できなかった場合は、履行確認チェックを行わないこととし、不履行とはみなさないこととします。
なお、その旨を示した協議書を取り交わすこととします。
- エ 技術提案の内容のうち、発注者が採用を認めないことを指示した提案内容については、受注者に履行責任はなく、施工計画書に記載しないものとします。

（２）市内企業の施工割合に関する履行確認

技術提案と同様に「市内企業の施工割合」についても、施工割合が達成されるよう契約図書に明示し、受注者が提出する当初契約時点の施工体制台帳等を基に市内企業施工割合計算表の確認を行います。不履行の場合、主任監督員が「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」の「法令遵守等」により減点します。

※注意事項については、P.28「21 市内企業の施工割合」を確認してください。

（３）登録基幹技能者の配置に関する履行確認

「登録基幹技能者の活用」についても、発注者が指定した工種で登録基幹技能者が配置されるよう契約図書に明示し、施工中に施工体制の点検や工事施工中の立会等で確認を行います。不履行の場合、主任監督員が「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」の「法令遵守等」により減点します。

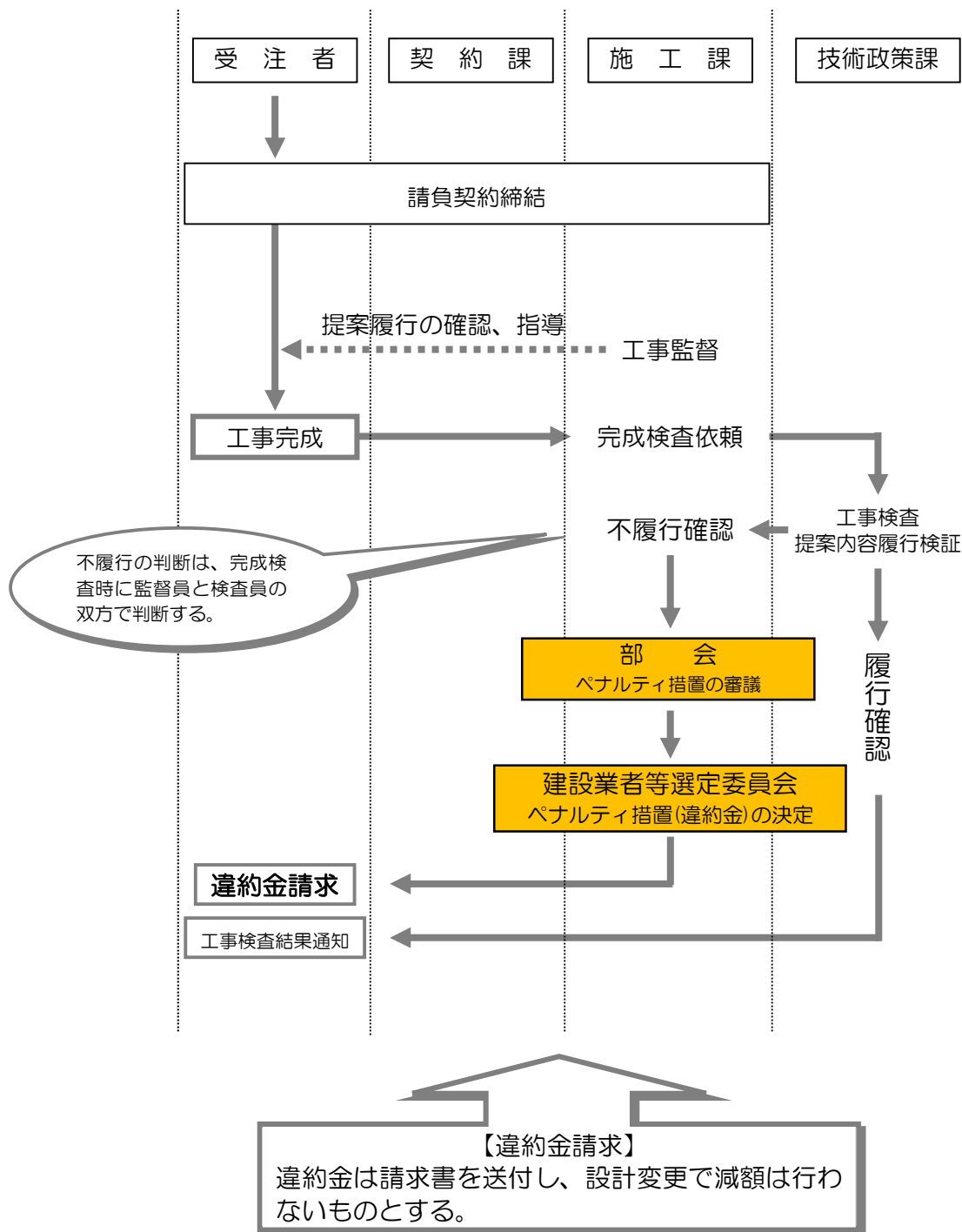
※注意事項については、P.16「13 登録基幹技能者の配置」を確認してください。

（４）若手・女性技術者の配置に関する履行確認

「若手・女性技術者の配置」についても、若手・女性技術者が配置されるよう契約図書に明示し、主任技術者等通知書などで確認を行います。不履行の場合、主任監督員が「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」の「法令遵守等」により減点します。

※注意事項については、P.14「11 若手・女性技術者の配置」を確認してください。

(5) 技術提案等の不履行に伴う措置フロー



- ア 工事検査により不履行が確認された場合、建設業者等選定委員会審議を経て必要な措置を決定します。
- イ 技術提案の不履行については、主任監督員が「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」の「法令遵守等」により減点します。

7 ペナルティ

ペナルティは、評価項目ごと下表のとおり実施します。

項目 \ ペナルティ	違約金請求	工事成績評定の減点
技術提案（技術提案型）	○	-5
市内企業の施工割合	—	-3
登録基幹技能者の活用	—	-3
若手・女性技術者の配置	—	-3

（１）ペナルティの計算方法（違約金）例

- 例：ア 技術提案による加算点合計（入札時）：10.0 点（技術評価点 110 点）
 イ 請負価格：95.0 百万円
 ウ 契約評価値：115.7894（110 点／0.95 億円）
 エ 技術提案の不履行による再計算加算点合計：5.5 点（技術評価点 115.5 点）

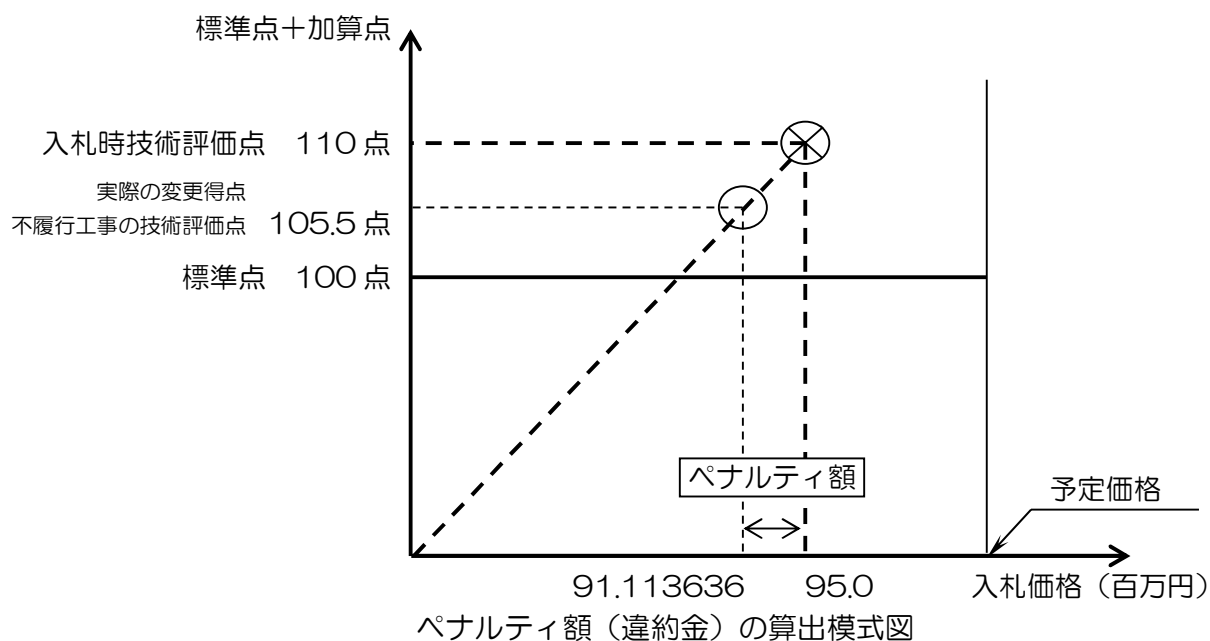
ペナルティの再計算をすると、提案した落札時の評価値 115.7894（得点合計 110 点、請負価格 95.0 百万円）であるので、ペナルティ額は以下のとおり。

$$110 : 95.0 = 105.5 : x$$

$$x = (95.0 \times 105.5) / 110 = 91.113636$$

$$\text{ペナルティ額 } P = 95.0 - 91.113636$$

$$= 3.886364 \text{ 百万円}$$



（２）工事成績評定からの減点方法

履行確認の対象となった項目について、不履行の場合に工事成績評定から減点します。

技術提案等については、契約条件であり履行義務が課せられるため、提案等については十分注意してください。

8 中立かつ公正な審査・評価の確保

（１）学識経験者の意見聴取

地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第4項及び同法施行規則第 12 条の4第 1 項の規定により、総合評価競争入札の適用にあたっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、2人以上の学識経験者から意見聴取を行います。

（２）評価結果の公表

総合評価における各入札参加者の技術提案等の審査結果については、契約課窓口にて落札者決定後に次に掲げる事項について公表します。

- ア 入札参加者名
- イ 各入札参加者の入札価格
- ウ 各入札参加者の技術項目毎の評価点
- エ 各入札参加者の評価値

公表窓口 静岡市役所静岡庁舎 新館 10 階 契約課（静岡市葵区追手町5番1号）

9 その他

(1) 技術提案の取り扱い

入札参加者が技術提案の公開を求める場合、発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他社に知られることのないようにすること等、その取扱いに留意するものとし、下記のとおり対応します。

ア 自社の技術提案に対する評価の内容を知りたい場合

当該企業の技術提案の評価については、発注者に説明責任があるため、請求者に来庁して頂いた上で、技術提案評価表等により説明を行います。なお、情報公開請求では、自社の提案であっても提案内容、コメント欄は非公開となります。

イ 他社の提案内容を知りたい場合

技術提案の内容については、非公開情報となるため、技術提案評価表の提案内容、コメント欄は全て非公開となります。

※技術提案採点表について、公開することにより参加業者に営業上不利益になると判断されるような場合、技術提案採点表についても非公開にする場合もあります。

(2) 低入札価格調査制度の適用について

現在、予定価格 1 億 5,000 万円未満の工事については最低制限価格制度を適用していますが、総合評価競争入札では、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定により、金額に関わらず低入札価格調査制度を適用します。

問合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【技術提案等】

建設局土木部 技術政策課 企画係
電 話：054-221-1010

【入札手続等】

財政局財政部 契約課 企画係・工事契約第1係、第2係
電 話：054-221-1346（企画係）
電 話：054-221-1027（工事契約第1係、第2係）